

佐久穂町(仮称)道の駅「八千穂高原IC(インターチェンジ)」名称等選考委員会規約

(名称)

第1条 本会は、佐久穂町(仮称)道の駅「八千穂高原IC(インターチェンジ)」名称等選考委員会(以下「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 委員会は、佐久穂町内に建設する道の駅の名称等について、公募した案の中から最終候補の案を選考することを目的とする。

(選考基準)

第3条 選考は次の事項を基準に行うものとする。

- (1) 施設の特徴を反映している。
- (2) 親しみやすく、印象的である。
- (3) 作品の意図が明確である。
- (4) 他施設等の名称や商標などに類似していない。
- (5) 町民投票の結果(採用作品決定時)
- (6) その他選考委員会が必要と認める基準(組織)

第4条 委員会の委員は、次の各号に基づき参集する。

- (1) 公募による者
- (2) 運営管理者
- (3) その他関係する団体に所属する者

(任期)

第5条 委員の任期は、正式名称が決定し、国に申請するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、佐久穂町役場総合政策課政策推進係において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。